

空家等対策の取組状況について

1. 「小牧市における空家等対策に関する協定」の締結による連携した取組の推進

小牧市は（公社）愛知県宅地建物取引業協会と令和2年1月9日に空家等の流通及び活用を促進し、空家等の発生の抑制及び適切な管理を図ることにより、総合的な空家等対策を推進するとともに、「住みたくなる」、「住みつづけたい」小牧を目指すことを目的に協定を締結しました。連携した取組の推進は以下のとおりです。

① 空き家総合相談窓口の開設

空き家等の未然防止に取り組むため、空き家に関する各種相談に対応するため、空き家の専門家による総合相談窓口を令和2年1月に開設しました。

《啓発チラシ》

小牧市 × (公社) 愛知県宅地建物取引業協会

空き家バンク登録
どうやって登録するの？

空き家売却
●坪単価いくらくらい？
●手元にいくら残るの？

空き家解体
●いくらかかるの？

空き家管理
●除草作業・換気など
●空き家管理パックのご紹介

平成27年5月から「空家対策特別措置法」が施行されました。

その他、住宅診断・税金関係など、まずはご相談ください。

空き家総合相談窓口

052-522-2567

小牧市と(公社)愛知県宅地建物取引業協会は空き家対策に関する協定を締結し、空き家等の未然防止に取り組むため、各種相談に対応する「空き家総合相談窓口」を開設しました。
空き家に関するご相談・ご質問等、何でもお気軽にご連絡ください。

空き家に関するご用命はお近くの「空き家マイスター」にお声掛けください。

(公社)愛知県宅地建物取引業協会
認定の空き家の専門家

AM 空き家マイスター

② 小牧市空き家バンクの開設

空き家の売買、賃借など空き家の利活用を促進するため、(公社)愛知県宅地建物取引業協会と連携し、空き家バンクを令和2年2月に開設しました。



The image shows two parts: a website screenshot and a flowchart. The website screenshot displays the homepage of the 'Komaki City Empty Home Bank' with navigation menus and property listings. A red arrow points to a specific link on the site. Below it, a flowchart titled '小牧市空き家バンク登録の流れ' (Registration Process of Komaki City Empty Home Bank) outlines the following steps:

- ① 宅建協会へ相談 (Consultation with the Real Estate Association)
- ② 宅建協会との打合せ (Meeting with the Real Estate Association)
- ③ 空き家の調査(宅建協会) (Investigation of the empty home by the Real Estate Association)
- ④ 媒介(仲介)契約 (Brokerage/Agency Contract)
- ⑤ 建築状況調査や耐震診断【推奨】 (Structural condition survey or seismic diagnosis [Recommended])
- ⑥ 空き家バンク登録 (Registration on the Empty Home Bank)
- ⑦ 空き家利用者との売買・賃貸契約 (Purchase/Lease contract with the user)
- ⑧ 物件の引渡し(仲介手数料の支払い) (Handover of the property (payment of brokerage fee))

③ 空き家対策セミナーの開催

令和2年2月2日に「空き家対策セミナー」を東部市民センターにおいて、開催しました。

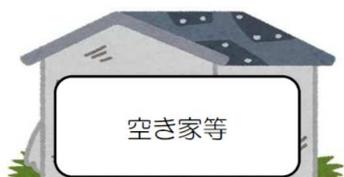
当日は69人の方に参加いただきました。また個別相談会も開催し、10名の方に活用いただきました。



2. 空き家等除却工事費補助金について

令和2年度より、安全かつ安心な住環境の確保を推進することを目的とし、老朽化した空き家もしくは倒壊又は建築材の飛散のおそれのある危険な空き家を除却する方に対しその経費の一部を補助する制度を開始しました。

①補助対象となる空き家



- 小牧市内に存在するもの
- 1年以上住居として使用されていないもの
- 長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上住居として使用されていないもの
- 延べ面積の2分の1以上が住居として使用されていたもの
- 木造であるもの
- 個人が所有するもの
- 所有権以外の権利者が設定されていないもの

※「空き家等」とは？

次のうち、どちらか若しくは両方に該当する空き家のこと

- 老朽空き家 建築後22年を経過した空き家
- 危険空き家 市職員が実施する現地調査（基礎、柱、外壁等の外観調査）により、不良度判定の評点の合計が100以上となる空き家

②補助対象者

- 所有者等で市税を滞納していない個人。

※「所有者等」とは？

- 登記事項証明書に当該空き家の所有者として記録されている方
- 登記されていない場合は、固定資産税家屋台帳若しくは固定資産税通知書に納税義務者若しくは納税者と記載されている方
- 土地所有者（当該空き家等の所有者全員の同意を得ている場合に限る）

③補助対象となる為の条件

次のすべてを満たすこと

- 補助金の交付決定後に、除却事業者等と除却工事の契約をすること
- 交付申請をする年度内に、除却工事を完了し、実績報告書を提出すること
- 敷地内の使用していない車庫、物置等の附属建築物やブロック塀等も全て除却し、更地にする
- 建設リサイクル法を遵守すること

④補助金の額

- 補助額 上限20万円（補助対象経費の2分の1 千円未満切り捨て）